

合成樹脂製の器具又は容器包装の規格

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2
最終改正: 令和2年厚生労働省告示第380号

項目		規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
			使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)			10,000	
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)				4%酢酸 60℃×30分
溶出試験	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(5 µg/mL以下)	水 60℃×30分	水 95℃×30分	5,000	
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない(約4 µg/mL以下)			6,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下	ヘプタン 25℃×1時間		7,000
		酒類		20%エタノール 60℃×30分		4,000
上記以外の食品		pH5を超える		水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000
		pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000	

項目		規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
			使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)			10,000	
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)				4%酢酸 60℃×30分
溶出試験	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000	
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない(約4 µg/mL以下)			6,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下	ヘプタン 25℃×1時間		7,000
		酒類		20%エタノール 60℃×30分		4,000
上記以外の食品		pH5を超える		水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000
		pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000	

項目		規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
			使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)			10,000	
	ジブチルスルホン化合物	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(50µg/g以下)			18,000	
	クレゾールリン酸エステル	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(1000 µg/g以下)			15,000	
	塩化ビニル	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(1 µg/g以下)			15,000	
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	150 µg/mL以下	ヘプタン 25℃×1時間		7,000
		酒類	30 µg/mL以下	20%エタノール 60℃×30分		4,000
上記以外の食品		pH5を超える		水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000
	pH5以下	4%酢酸 60℃×30分		4%酢酸 95℃×30分	4,000	

4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)				
溶出試験	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	使用温度100℃を超える: 30 µg/mL以下 使用温度100℃以下: 150 µg/mL	ヘプタン 25℃×1時間	7,000	
		酒類	30 µg/mL以下	20%エタノール 60℃×30分	4,000	
		上記以外の食品		pH5を超える	水 60℃×30分	4,000
				pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4,000
		4%酢酸 95℃×30分	4,000			

5. ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装					
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000	
	揮発性物質 (スチレン, トルエン, エチルベンゼン, イソプロピルベンゼン, プロピルベンゼン)	合計5 mg/g以下 但し、熱湯用発泡ポリスチレンは、合計が2 mg/g以下、かつ スチレン及びエチルベンゼンがそれぞれ1 mg/g以下			11,000
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	240 µg/mL以下	ヘプタン 25℃×1時間	7,000
		酒類	30 µg/mL以下	20%エタノール 60℃×30分	4,000
		上記以外の食品		pH5を超える	水 60℃×30分
pH5以下				4%酢酸 60℃×30分	4,000
		4%酢酸 95℃×30分	4,000		

6. ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装					
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000	
	バリウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(100 µg/g以下)			
	塩化ビニリデン	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(6 µg/g以下)			
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下	ヘプタン 25℃×1時間	7,000
		酒類		20%エタノール 60℃×30分	4,000
		上記以外の食品		pH5を超える	水 60℃×30分
pH5以下			4%酢酸 60℃×30分	4,000	
		4%酢酸 95℃×30分	4,000		

7. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000		
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000		
	アンチモン	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(0.05 µg/mL以下)		7,000		
	ゲルマニウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(0.1 µg/mL以下)		7,000		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		7,000	
	酒類	ヘプタン 25℃×1時間			4,000	
	上記以外 の食品	pH5を超える			水 60℃×30分	4,000
		pH5以下			水 95℃×30分	4,000
		4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000		

8. ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000		
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000		
	メタクリル酸メチル	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(15 µg/mL以下)		11,000		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		7,000	
		酒類			ヘプタン 25℃×1時間	4,000
上記以外 の食品		pH5を超える			水 60℃×30分	4,000
		pH5以下			水 95℃×30分	4,000
		4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000		

9. ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000		
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000		
	カプロラクタム	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(15 µg/mL以下)		11,000		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		7,000	
		酒類			ヘプタン 25℃×1時間	4,000
上記以外 の食品		pH5を超える			水 60℃×30分	4,000
		pH5以下			水 95℃×30分	4,000
		4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000		

10. ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000		
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	120 µg/mL以下		7,000	
		酒類	30 µg/mL以下		ヘプタン 25℃×1時間	4,000
		上記以外 の食品			pH5を超える	水 60℃×30分
pH5以下					水 95℃×30分	4,000
		4%酢酸 60℃×30分			4%酢酸 95℃×30分	4,000

11. ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
	ビスフェノールA	500 µg/g以下(ビスフェノールA,フェノール及びp-tert-ブチルフェノールの合計値)		※1 25,000		
	ジフェニルカーボネート	500 µg/g以下		20,000		
	アミン類	1 µg/g以下(トリエチルアミン及びトリブチルアミンの合計値)				
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		4%酢酸 60℃×30分 4%酢酸 95℃×30分	3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		水 60℃×30分 水 95℃×30分	4,000	
	ビスフェノールA 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	2.5 µg/mL以下		ヘプタン 25℃×1時間	※2 4溶媒で 35,000
			酒類	20%エタノール 60℃×30分		
		上記以外の食品	pH5を超える	水 60℃×30分	水 95℃×30分	
			pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		ヘプタン 25℃×1時間	7,000
			酒類	20%エタノール 60℃×30分		4,000
		上記以外の食品	pH5を超える	水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000
			pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000

※1 個別の料金はビスフェノールAが20,000円、ジフェニルカーボネートが15,000円です。

※2 料金は1溶媒で20,000円、2溶媒で25,000円、3溶媒で30,000円です。

12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		4%酢酸 60℃×30分 4%酢酸 95℃×30分	3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		水 60℃×30分 水 95℃×30分	4,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		ヘプタン 25℃×1時間	7,000
			酒類	20%エタノール 60℃×30分		4,000
		上記以外の食品	pH5を超える	水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000
			pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000

13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装						
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)		
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える			
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000		
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		4%酢酸 60℃×30分 4%酢酸 95℃×30分	3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		水 60℃×30分 水 95℃×30分	4,000	
	総乳酸	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない(30 µg/mL以下)			15,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		ヘプタン 25℃×1時間	7,000
			酒類	20%エタノール 60℃×30分		4,000
		上記以外の食品	pH5を超える	水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000
pH5以下			4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000	

14. ポリエチレナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装					
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000	
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000	
	ゲルマニウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(0.1 µg/mL以下)		7,000	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください→	油脂及び脂肪性食品	30 µg/mL以下		7,000
		酒類	ヘプタン 25℃×1時間		4,000
上記以外の食品	pH5を超える	水 60℃×30分	水 95℃×30分	4,000	
	pH5以下	4%酢酸 60℃×30分	4%酢酸 95℃×30分	4,000	

15. その他の合成樹脂製の器具又は容器包装(一般規格)					
項目	規格	溶出条件		料金 (税別・円)	
		使用温度100℃以下	使用温度100℃を超える		
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(各100 µg/g以下)		10,000	
溶出試験	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		3,000	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		4,000	

提供サンプルについてのお願い

1. 各試験の必要サンプル量

合成樹脂の種類及び使用用途により試験内容が異なります。合成樹脂の種類別のサンプル必要量は、表-1のとおりです。
各合成樹脂ともに、使用温度が1条件の必要量を示しました。

表-1 各合成樹脂の必要サンプル量

試験区分 樹脂名	材質試験	溶出試験		
		浸漬溶出法	片面溶出法	充填溶出法
フェノール樹脂,メラミン樹脂, ユリア樹脂	3g	蒸発残留物が ・1種類の場合 600 cm ² (A4版1/2枚程度) 蒸発残留物が ・全種類の場合 1,800 cm ² (A4版1.5枚程度)	概ね左記の 3倍量を ご用意下さい。	お問い合わせ ください。
ホルムアルデヒドを原料とする樹脂 ポリエチレン, ポリプロピレン ポリエチレンテレフタレート ポリメタクリル酸メチル ポリアミド ポリメチルペンテン ポリビニルアルコール ポリ乳酸 ポリエチレンナフタレート	3g	蒸発残留物が ・1種類の場合 700 cm ² (A4版2/3程度) 蒸発残留物が ・全種類の場合 2,000 cm ² (A4版 2枚程度)		
ポリ塩化ビニル	10g			
ポリスチレン	5g			
ポリ塩化ビニリデン	8g			
ポリカーボネート	9g			
その他の合成樹脂	3g	300 cm ² (A4版 1/4程度)		

2. ラミネート製品の材質試験用サンプル

ラミネート製品の場合、食品と接触する合成樹脂面についての試験を行います。
材質試験では食品接触面の合成樹脂そのものが必要となりますので、該当樹脂(ペレット, フィルム)を別途ご用意下さい。お持ち込みができない場合は、当センターでラミネート製品から樹脂面をはく離しますが、はく離処理料として通常4,000円(税別)が加算されます。

以上 宜しくお願いいたします。